

別表 1

## 社会福祉施設整備費補助金「補助事業名」、「補助事業」、「補助事業者」及び「補助率」一覧表

1 補助事業名	2 補助事業	3 補助事業者	4 補助率
障害者総合支援法等に基づく施設等整備事業	障害者総合支援法第79条第2項の規定に基づき事業を実施する補助事業者が設置する障害福祉サービス事業を行う施設の整備	社会福祉法人等	4分の3以内
	障害者総合支援法第83条4項の規定に基づき事業を実施する補助事業者が設置する障害者支援施設の整備		
	生活保護法第41条の規定に基づき事業を実施する補助事業者が設置する保護施設（救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設に限る。）の整備		
	社会福祉法第2条第2項第7号の規定に基づき事業を実施する補助事業者が設置する社会事業授産施設の整備		
	社会福祉法第2条第3項第8号の規定に基づき事業を実施する補助事業者が設置する無料低額宿泊所の整備		
	生活保護法第30条の規定に基づき事業を実施する補助事業者が設置する日常生活支援住居施設の整備		

別表 2

## 障害者総合支援法等に基づく施設等整備事業

1 区分	2 種目	3 補助基準額	4 補助対象経費
施設整備	本体工事費	(1) 定員1人当たり基準単価を適用する場合 付表1、4に掲げる定員1人当たりの基準単価に定員を乗じて得た額とする。  (2) 1事業（1施設）当たり基準単価を適用する場合 付表1に掲げる1事業（1施設）当たりの基準単価とする。	施設の整備（施設の整備と一体的に整備するものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（この交付要綱の3（1）から（4）までに定める経費を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。）。ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。
	解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	付表2、3及び付表5、6に掲げる1事業（1施設）当たりの基準単価とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費